

新たな知識やスキルを習得するための

※定員は申請の状況により変更になる場合があります。

リカレント教育 (学び直し) に係る 受講料を助成します!!

※リカレント教育・・・何歳になっても新たに学び、社会で活躍・貢献する機会を得ることを
***** 目的とした教育(学び直し)の事です。*****

リカレント教育課程等受講料助成金の概要

助成対象者

65歳未満の文京区民で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 就労経験があり、現在は就労していないこと
- (2) 非正規雇用(※1)で就労していること
- (3) 個人で事業を営んでいること(個人事業者)

(※1) 契約社員、非常勤等の期間の定めのある雇用契約を指します(正規雇用の方は対象外です)。

(※2) いずれの場合でも、会社その他の法人の役員、顧問等に就いている方は対象外です。

(※3) 認定申請日から助成金のお振込みまで、文京区内に住所を有している必要があります。

助成対象の教育課程・講座

「受講開始から**2年以内**に修了する、**国や地方自治体、民間教育機関等**が実施する**人材の育成、職業能力の習得等につながる教育課程・講座**」

※受講を検討している教育課程・講座が助成対象となるかは、経済課までお問い合わせください。

助成金の額

受講料の2分の1を助成します。(※**入学試験の検定料や入学金は、助成対象外**)

※助成には上限があり、「**月額1万円×受講期間の月数**」が上限額です。

※他の行政機関や勤務先等での福利厚生助成等を受けている場合は、それらを除いた額が助成対象経費となります。

(ハローワークの「**教育訓練給付制度**」で同時に給付金を受給する場合は、必要な手続きがありますので、申請の際にお申し出ください。)

◎事前確認フォームをご活用ください!

(事前確認フォームURL) <https://logoform.jp/form/6KSu/912141>

QRコードより事前に助成対象であるかご確認をよろしくお願いいたします。



▲事前確認フォーム

＼お気軽にお問い合わせください／

お申込み・
問い合わせ先

文京区 区民部 経済課 創業・就労支援担当

(窓口開庁時間: 平日8:30~17:15) Tel:5803-1173 / fax:5803-1936

(区HP URL) <https://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/shigoto/recurrent.html>

(Mail) b201000@city.bunkyo.lg.jp



▲区HP

助成金の申請手続きとフローチャート

Caution ご注意ください!! **Caution**



全ての教育課程・講座について、
受講する前の事前申請が必要となります。

STEP1(助成金認定申請)

受講前に、「**リカレント教育課程等受講料助成対象者等認定申請書**」をご提出ください。

【添付書類】

1. 本人確認書類(運転免許証、保険証の写し等)
2. 履歴書
3. 未就労、非正規雇用、個人事業者のいずれかに該当することを証する書類
(退職証明書、勤務条件通知書、確定申告書の写し等)
4. 助成対象経費の内訳が確認できる書類(領収書、見積書等)
5. 他の機関からの受給に関する書類(受給金額が確認できる書類) ※該当の場合のみ
6. 受講する講座の概要資料(パンフレット等)

※書類一式を受領後、支給の可否を通知いたします。

(STEP2(中間報告※複数年度受講者のみ))

複数年度にわたる課程・講座を受講される場合は、認定を受けた年度の末日又はその翌年度の末日までに「**リカレント教育課程等受講料助成金中間報告書**」をご提出ください。

※3カ年度にわたる課程・講座を受講される場合は、中間報告が2回必要となります。

STEP3(助成金交付申請)

受講修了後、「**リカレント教育課程等受講料助成金交付申請書**」をご提出ください。

【添付書類】

1. 助成対象経費を支払ったことを証する書類(領収書等)
2. 修了証書、受講証明書等

※書類一式を受領後、確定した助成金額を通知いたします。

STEP4(助成金の請求)

「**請求書**」をご提出ください。

【添付書類】口座振替依頼書(助成金の支払先となる金融機関口座を記入)

※区指定の口座振替依頼書(複写式)をご提出いただきます。

※書類提出から指定口座への入金までは、2、3週間程度を要します。

◎ご協力をお願いします!

⇒本助成金受領後は、1年以内に「就労状況等報告書(様式有)」のご提出をお願いしております。

【申請受付期間】令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)